

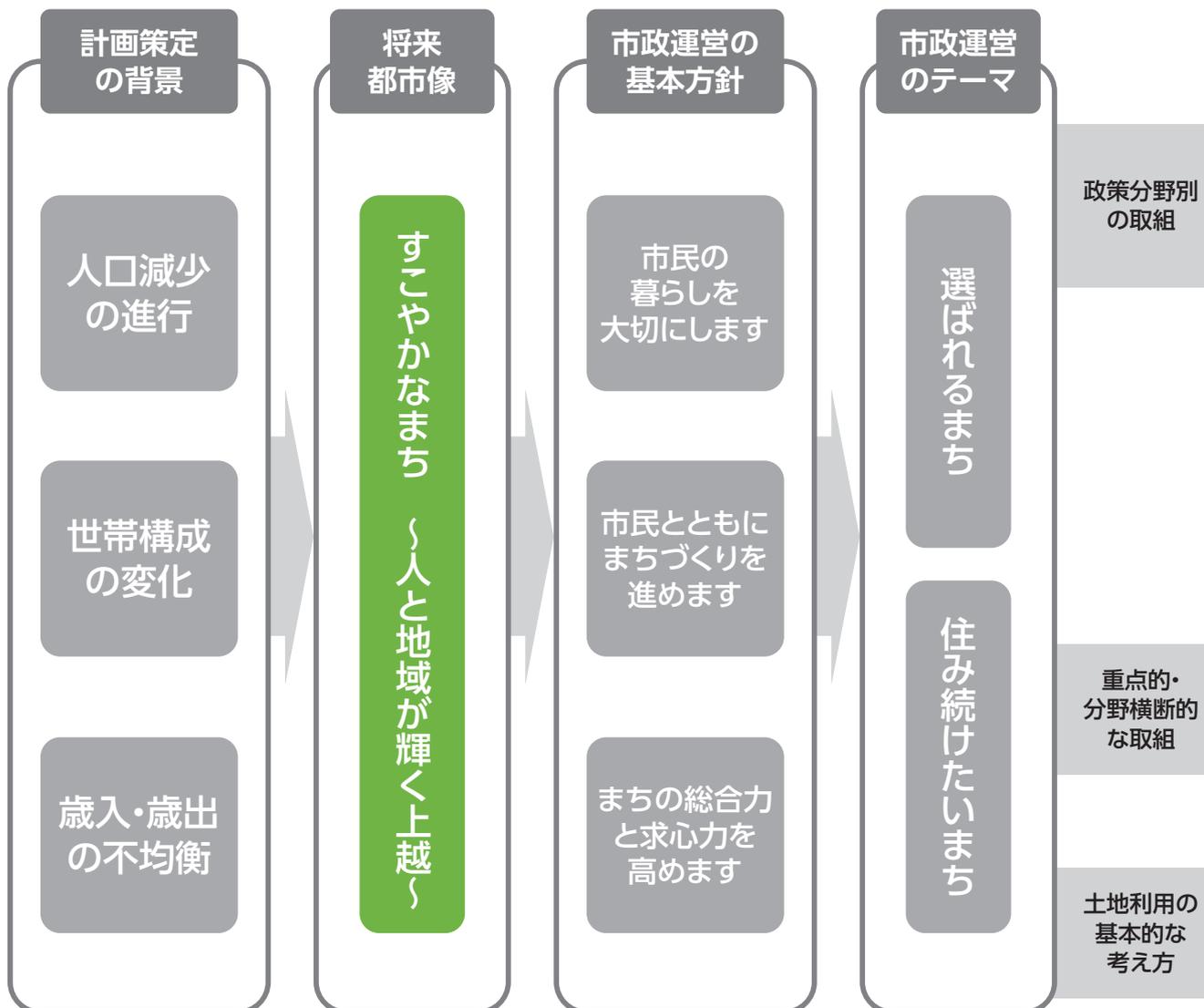
基 本 構 想

序 章 計画の全体構成	15
第1章 将来都市像	17
第2章 将来都市像の実現に向けて	18
第3章 政策分野別基本方針と基本政策	19
第4章 重点戦略	27
第5章 土地利用構想	29



序章 計画の全体構成

- 第6次総合計画の計画期間である8年間は、平成17年の市町村合併以後進めてきた取組の効果を十分に発揮させ、市民の暮らしの豊かさを高めていく新たなまちづくりのステージへとステップアップする重要な時期となります。
- 市では、新しい将来都市像に「すこやかなまち ～人と地域が輝く上越～」を掲げ、その実現に向けて「市民の暮らしを大切にします」「市民とともにまちづくりを進めます」「まちの総合力と求心力を高めます」を基本方針とするとともに、先に示した人口減少などの当市の課題による影響を緩和・解消していく観点から「選ばれるまち 住み続けたいまち」をテーマにまちづくりを進めていきます。
- 具体的な政策・施策は、市民の権利を守り、住民活動を促進していくための取組を市政全般にわたって推進する「市民が主役のまちづくり」と七つの政策分野で構成し、各分野で「すこやかなまちのイメージ」を目標として掲げ、取組を進めていくとともに、「暮らし」「産業」「交流」の三つの重点戦略の下で分野横断的・重点的な取組を進めていきます。
- また、土地利用構想に基づき、市民の暮らしを守り、次の世代にこのまちを引き継いでいくための土地利用や、暮らしを支える都市機能と交通ネットワークの整備を推進します。

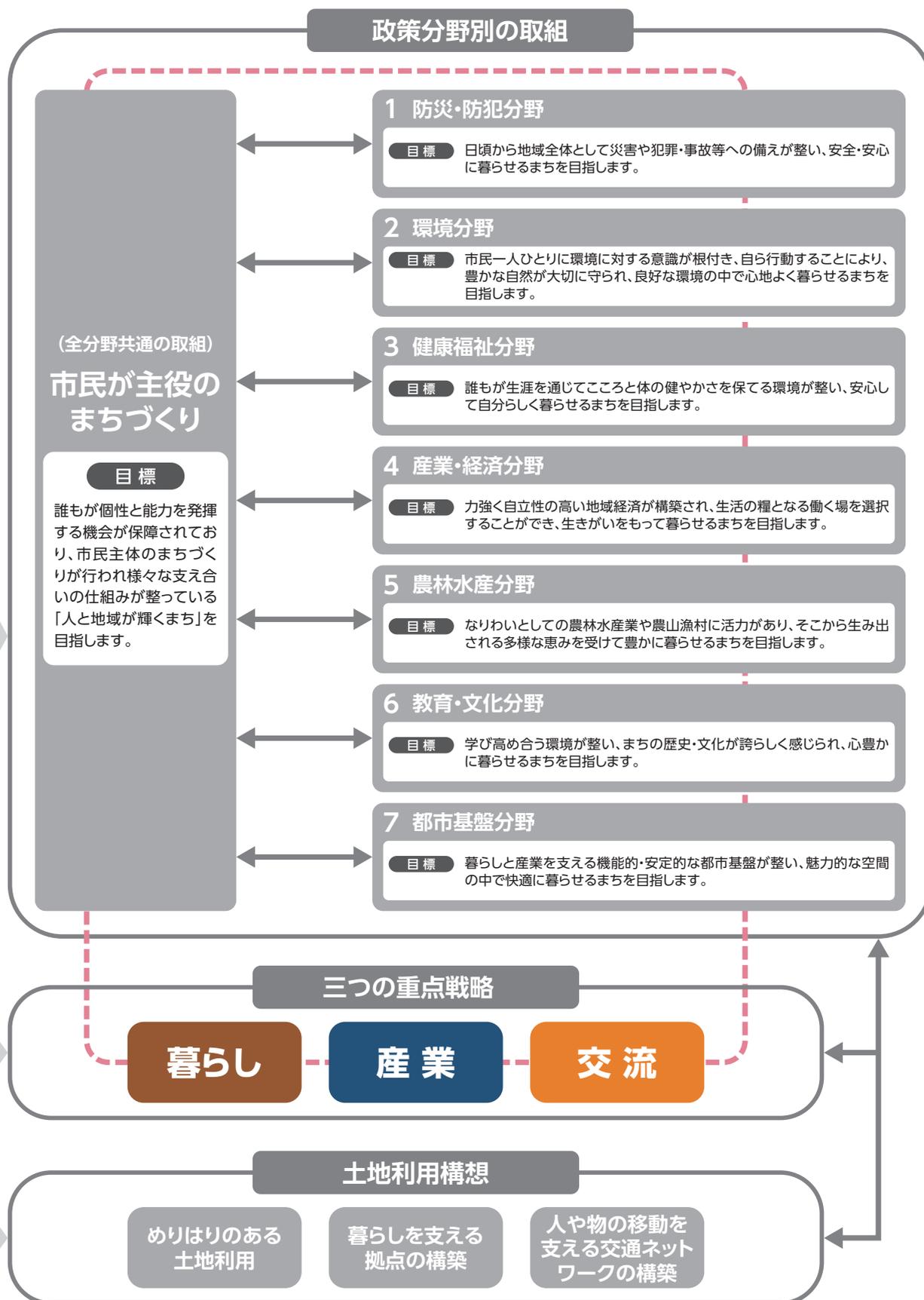


序論

基本構想

基本計画

資料編



第1章 将来都市像

序論

基本構想

基本計画

資料編

《第6次総合計画将来都市像》 すこやかなまち ～人と地域が輝く上越～

- 「すこやかなまち」とは、市民の皆さんが「すこやかな暮らし」を送ることができる理想的なまちの姿を包括的なイメージで表現したものです。
- これからの市政運営では、このまちで暮らす市民一人ひとりが「すこやかな暮らし」を実現できる条件を整えていくことを基本的な役割と認識し、各政策分野において、それぞれの「すこやかなまち」のイメージを目標として、必要な取組を推進していきます。

「すこやかな暮らし」とは…

平成17年の市町村合併によって、様々な個性を有するまちが一つとなり、自然環境と生活の利便性が調和した総合力の高いまちとなった本市が、地方の中心都市としての機能を発揮し、市内外への求心力を高めていくことによって可能となる理想的な暮らしをイメージしました。

「人と地域が輝く」とは…

「人と地域が輝く」の「人」は、本市に暮らす市民一人ひとりです。また、「地域」は、市民が暮らしている身近なコミュニティや一定の生活圏、そして市域全域と多様な階層で構成されるものであり、人が輝き、地域が輝くことによって、まち全体の輝きが増すとのお考え方を示しています。

政策分野別のすこやかなまちのイメージ



第2章 将来都市像の実現に向けて

第1節 市政運営の基本方針

○将来都市像の実現に向けた市政運営全般の方向性として次の三つの方針を掲げます。

市民の暮らしを大切にします



市民の暮らしに着目した市政運営を進めることによって、多様化・複雑化する市民ニーズや様々な地域事情を踏まえた効果的な政策・施策を推進します。

市民とともにまちづくりを進めます



責任ある行政サービスの提供と合わせ、市民自らがまちづくりに関わることができ、多様な形態での協働によるまちづくりを進めていくための環境を整えます。

まちの総合力と求心力を高めます



地方の中心都市としての特性や多様な地域資源をいかして、総合的な発展を目指します。

第2節 市政運営のテーマ

○第5次総合計画に基づく市政運営の評価・検証結果から導き出された三つの共通課題を克服し、将来都市像を実現していくための政策・施策の基本となる考え方として、市政運営のテーマを設定します。



第3章 政策分野別基本方針と基本政策

第1節 市民が主役のまちづくりの基本方針と基本政策

▶ 目 標

誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民主体のまちづくりが行われ様々な支え合いの仕組みが整っている「人と地域が輝くまち」を目指します。



▶ 基本方針

市民生活のあらゆる場面で誰もが個性と能力を発揮する機会が保障されており、市民が自ら魅力的で住みよいまちの実現に向けて取り組むことができる環境や様々な支え合いの体制が整った地域社会を形成していくため、市民・団体に向けた意識啓発や支援・相談体制を充実するとともに、多様な主体の連携を促進します。

▶ 基本政策

自治基本条例⁷の理念に基づいた本計画による市政運営では、社会経済状況が変化していく中であっても、確実に市民に対する行政サービスを提供していくことはもとより、自治・まちづくりの主役である市民一人ひとりが、様々な分野において地域や公共の課題を自らの課題として受け止め、課題解決に向けて主体的に取り組む「新しい公共」を推進していく視点が重要となります。

「新しい公共」を推進していくためには、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現していく中で、誰もがまちづくりに主体的に関わることができるよう、条件の整備と機運の醸成を図っていく必要があります。

これからも、人権問題の解決に向けて積極的に取組を進めながら、非核平和友好の推進、男女共同参画社会⁸の形成、ユニバーサルデザイン⁹の推進に取り組み、市民一人ひとりが個性と能力を発揮できるまちの実現を目指します。

それらの取組とあわせて、地域自治区⁶制度を始めとする自治の仕組みを一層活用していくとともに、多様な市民活動の促進、まちづくりを担う人材の積極的な育成等に取り組み、市民主体のまちづくりに必要な条件の整備と機運の醸成を図ることにより、市民が自らの活動を通じてこのまちの暮らしをより豊かなものと感じ、地域やまち全体の豊かさの向上につながる「市民が主役のまちづくり」を一層推進します。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、互いに相手の立場に配慮することにより、思いやりにあふれ、安全で安心して暮らすことのできるまちをともに作りましょう。
- 住み良いまちや、まちの未来についてともに考え、自らの個性や能力をまちづくりの場面で発揮しましょう。
- 人と人、人と地域、地域と地域が様々な形で支え合う、住みよいまちをともに作りましょう。



第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

1 防災・防犯分野

▶ 目標

日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えが整い、安全・安心に暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

日頃から地域全体として災害や犯罪・事故等への備えを整えるため、関係機関や市民、地域との連携の下で、危機管理体制を強化するとともに、必要な対策や体制構築を推進します。

▶ 基本政策

市民の生命・身体・財産の安全が確保されることは、当市で暮らし続けていく上で最も基本的な条件であり、これらを脅かす地震・津波・風水害・地すべりなどの自然災害や、原子力災害のような大規模災害に対する被害の回避・軽減を図るため、日頃からの備えやそれらが発生した時に迅速に対応できる体制を構築しておくことが重要です。

また、火災のような日常的な災害に対しては、常備消防¹⁰体制の整備とともに消防団や自主防災組織⁴を中心とした身近な地域での防災力の確保が重要であり、さらに、これらは大規模災害に対する日頃の備えとしても大きな役割を果たすものです。

犯罪や交通事故の発生を未然に防止するためには、日頃から市民一人ひとりの意識啓発や知識の普及はもとより、地域ぐるみの防犯活動も重要となります。

そのため、これからの市政運営では、東日本大震災の教訓や現代社会での犯罪・事故の発生状況や様々な地域の状況の違いを踏まえて、大規模災害や日常的な災害への備えや対応力の確保・強化や、防犯・交通安全対策を推進していきます。

特に、防災・防犯面での対策・対応には自助・共助¹¹の力が不可欠であることから、高齢化や担い手不足の現状を踏まえた上で、市民一人ひとり、身近な地域、関係機関や団体がそれぞれの役割を果たす中で、地域全体の連携体制を一層強化しハード・ソフト面から備えを整える政策・施策に力を入れていきます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 災害・犯罪・交通事故から自らの安全を自ら確保することができるよう、日頃から備えを整えましょう。
- 暮らしの安全・安心を支える力を高める地域ぐるみの活動をともに盛り立てましょう。

第3章 政策分野別基本方針と基本政策

第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

2 環境分野

▶ 目標

市民一人ひとりに環境に対する意識が根付き、自ら行動することにより、豊かな自然が大切に守られ、良好な環境の中で心地よく暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

市民一人ひとりが環境に対する意識を持って自ら行動に移すことにより、豊かな自然を大切に守り、良好な環境を保っていけるよう、市民の暮らしに身近な地域環境の保全と地球環境の保全の双方の観点から効果的な政策・施策を推進します。

▶ 基本政策

環境問題は、人々の生活の根幹に関わる問題であり、わが国のみならず国際社会全体での対応から、暮らしに身近なところでの市民一人ひとりの意識や行動まで、それぞれの段階や役割に応じて継続的な取組が必要です。

当市での暮らしにおいて、都市的な生活利便性を確保しつつも、豊かな自然を身近に感じることができるとは大きな魅力であり、これからのまちづくりにおいても大切な視点です。

このような認識の下、地球規模での環境問題を念頭に、市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、具体的な行動に取り組むことにより、当市の地域資源である豊かな自然環境を大切に守り、継承していくとともに、自然と共存した快適な生活環境を維持することが必要です。

そのため、これからの市政運営では、市民一人ひとりの環境意識の醸成や具体的な行動を通じて、ごみの減量と再資源化による環境負荷の軽減や、市民の安全で安心な生活環境の確保、当市の豊かな自然環境の保全を図るため、地域環境の保全に向けた政策・施策を推進していきます。

また、当市における省エネルギー化や再生可能エネルギー¹²の導入促進、環境学習などを通じた地球温暖化対策など地球環境の保全に貢献していきます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

●地域の身近なところから市民・事業者・行政が一体となって、自然環境の保全、ごみの減量、省エネルギー、再生可能エネルギーの利活用、地球温暖化の防止など具体的な環境保全のための行動を起こしていきましょう。



第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

3 健康福祉分野

▶ 目 標

誰もが生涯を通じてところと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

市民誰もが生涯を通じてところと体の健やかさを保ち、安心して自分らしく暮らせる環境を整えるため、支援が必要な人に対して確実にサービスを提供するとともに、市民の健康づくり活動への支援を行います。また、関係機関や市民・各種団体との連携、市民活動の促進を通じて、安心できる福祉環境づくりや子育てしやすいまちとしての魅力の向上を推進します。

▶ 基本政策

生涯を通じて自らのところと体の健康を保ち、自分らしく暮らしていけることは全ての市民の願いであり、また、暮らしの中で家族を育み、支えていく上での安心感の確保は、まちの暮らしやすさを実感する上で大切な要素です。

このため、年齢や障害の有無を問わず、子育てや介護などの市民のライフステージに合わせて、複雑化・多様化する時代や社会経済状況の変化を的確に捉えた医療・福祉・介護・子育てサービスを提供していくことが必要です。

このことを踏まえ、これからの市政運営では、上越市健康増進計画⁵⁹に基づき、保健指導や健康講座等により市民のところと体の健康の維持・増進を図るとともに、必要な時に必要な医療が受けられるよう、地域医療体制を充実し、健康寿命¹³の延伸を推進します。

高齢者に対しては、住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるよう、介護予防や生きがい・居場所づくりを推進するほか、支援が必要な人の見守り体制を強化します。障害等のある人には、発達障害を含めた障害のある幼児の就学のための支援、就労や社会参加のための支援を充実し、地域や関係機関などと緊密に連携しながら、安心と支え合いの福祉を推進します。

また、高い都市機能²や豊かな自然環境の双方を備え、地域のコミュニティが根付いている当市の良好な生活環境をいかし、引き続き、母子の健康保持、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる取組を進めるとともに、子どもの育ちと子育てを支える保育環境や保育サービスを提供するなど、子どもが健やかに育ち、安心して産み育てられる環境づくりを推進します。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 健康診断や相談窓口を有効に活用し、自らのところと体の健やかさを保ちましょう。
- 地域ぐるみの健康づくり活動とともに推進しましょう。
- 子どもの健やかな育ちと子育てへの支援、高齢者福祉など、生涯を通じて暮らしの安心を地域ぐるみで支え合う体制をともにつくりましょう。

第3章 政策分野別基本方針と基本政策

第2節 七つの政策分野の基本方針と基本政策

4 産業・経済分野

▶ 目標

力強く自立性の高い地域経済が構築され、生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。



▶ 基本方針

力強く自立性の高い地域経済を構築し、市民が生活の糧となる働く場を選択することができ、生きがいを持って暮らしていくための条件を整えるため、市内の企業や商工団体等の意欲ある取組への積極的な支援、直江津港のエネルギー拠点化や新産業・ビジネス機会の創出に取り組むとともに、時宜を得た誘客促進や仕組みづくりによる交流人口拡大、地域の雇用環境の改善に取り組みます。

▶ 基本政策

地域経済の発展は、まちの持続的な発展に不可欠な要素であり、地域産業は、市民がこのまちで暮らし続けるための雇用の場であると同時に当市が特色あるまちづくりを進めるための貴重な自主財源となる税収の源でもあります。

外的要因の影響を避けられないグローバル経済の中にあっても、自立性の高い地域経済を構築し、地域産業の一層の競争力強化や地域内での経済循環を促進させるとともに、交流人口の拡大による地域経済の活性化が必要です。

また、安定的な雇用の確保はもとより、個人の価値観やライフスタイルの多様化を受けて、市民が自らの職の選択肢が確保されていることや、安心して、やりがいを持って働き続けられる労働環境が整っていることが大切です。

そのため、これからの市政運営では、地域のものづくり産業や商業などに携わる事業者が、社会経済情勢の変化に対応して自ら競争力を高めることができる内発型の経済基盤の形成や、当市の立地条件をいかした物流・貿易面での拠点機能の向上、新たな企業誘致や地域資源をいかした産業振興などを推進し、足腰の強い産業基盤の確立を推進します。

また、交流圏域拡大のチャンスを最大限にいかし、多様な地域資源の磨き上げや広域からの誘客促進、市内での回遊性の向上を通じた観光振興に取り組むとともに、各種スポーツ大会やコンベンションを通じた交流機会の拡大を一層推進し、交流人口の拡大を通じた地域経済の活性化を図ります。

雇用面では、若者や女性、障害のある人などへの就労支援の充実とともに、UIJターン¹⁴の促進を図り、生きがいとやりがいを生む雇用の創出に取り組みます。

▶ 政策・施策の体系



市民・事業者の皆さんへ

- 産業支援策や地元企業間の連携を有効に活用し、力強く自立性の高い地域経済をともに構築しましょう。
- 地域資源の磨き上げや情報発信、来訪者の受け入れ態勢構築にともに取り組みましょう。
- 広域交通体系の充実や誘客促進等の推進によるビジネスチャンスをいかして、経済の活性化を図りましょう。
- 誰もが生き生きと働ける就業環境をともに作りましょう。